令和6年度診療報酬改定の概要【同時報酬改定における対応】

厚生労働省保険局医療課

- ※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、算定要件・施設基準等の詳細 については、今後正式に発出される告示・通知等をご確認ください。
- ※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご留意ください。

令和6年度診療報酬改定

4. 同時報酬改定における対応

- (1)介護報酬改定との連携
- (2) 障害福祉サービス等改定との連携

医療と介護の連携の推進

- 医療・介護サービス連携を推進するために、主に以下の見直しをおこなう。
- 1. 医療機関と介護保険施設等の連携の推進(Ⅱ-2-③)
 - > 医療機関と介護保険施設等の適切な連携を推進する観点から、在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院、在宅療養支援診療所及び地域包括ケア病棟において、介護保険施設等の求めに応じて協力医療機関を担うことが望ましいことを施設基準とする。
 - 1 1. 介護保険施設等入所者の病状の急変時の適切な入院受入れの推進 (Ⅱ 2 ②)
 - ▶ 介護保険施設等の入所者の病状急変時における適切な対応及び施設内における生活の継続支援を推進する観点から、当該施設の協力医療機関となっている保険医療機関が施設入所者を受け入れた場合について、新たな評価を行う。
 - 1-2. 介護保険施設等入所者の病状の急変時の適切な往診の推進(Ⅱ-8-①)
 - 介護保険施設等に入所している高齢者が、可能な限り施設内における生活を継続できるよう支援する観点から、介護保険施設等の入所者の病状の急変時に、介護保険施設等の協力医療機関であって、平時からの連携体制を構築している医療機関の医師が往診を行った場合について、新たな評価を行う。
- 2. 地域包括診療料等の見直し (I-7-1)
 - かかりつけ医機能の評価である地域包括診療料等について、かかりつけ医と介護支援専門員との連携の強化する観点から、算定要件に介護支援専門員および相談支援員との相談に応じること及びその旨を院内掲示すること等を追加する。
- 3. 介護保険施設等及び障害者支援施設における医療保険で給付できる医療サービスの範囲の見直し(Ⅱ 2 ④)
 - 医療と介護の両方を必要とする状態の患者が可能な限り施設での生活を継続するために、介護保険施設等において対応が困難な医療行為について医療保険による算定を可能とする。
- **4. 入退院支援加算1・2の見直し** (I 2 ®)
 - 入退院支援における、関係機関との連携強化等の観点から、退院時における医療機関から介護支援専門員へ情報提供する様式の見直し、 入退院支援加算1の施設基準で求める連携機関数について、急性期病棟を有する医療機関では病院・診療所との連携を、地域包括ケア 病棟を有する医療機関では介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等との連携を一定程度求めることとする。
- **5. リハビリテーションに係る医療・介護情報連携の推進**(II-2-S)
 - ▶ 医療機関と介護保険の訪問・通所リハビリテーション事業所のリハビリテーションに係る連携を更に推進する観点から、介護保険の通 所リハビリテーションなどへ移行する場合に、移行先の事業所等にリハビリテーション実施計画書を提供することとする。
- **6. 医療と介護における栄養情報連携の推進**(Ⅱ-3-⑦)
 - ▶ 医療と介護における栄養情報連携を推進する観点から、栄養情報提供加算の名称と要件、評価を見直し、入院栄養食事指導を行った場合に加えて、介護保険施設等に退院する患者について、退院先施設の管理栄養士と連携した場合も算定を可能とする。

医療と介護の連携の推進(イメージ)

▶ これまでの新型コロナウイルス感染症への対応における取組も踏まえ、在宅医療を担う地域の医療機関と介護保険施設等において、実効性のある連携の構築を促進する観点から、介護保険施設等と医療機関の連携に関する要件及び評価等を見直す。また、かかりつけ医と介護支援専門員との連携を強化する観点から、当該連携に関する評価を見直す。

介護保険施設等と連携する医療機関 「在宅医療を担う医療機関や感染対策を担う医療機関等」



介護保険施設等との連携の推進

・介護保険施設等の求めに応じて協力医療機関を担 うことが望ましいことを要件化

在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院、在宅療養支援診療所及 び地域包括ケア病棟を有する病院において、要件化

- ・ 感染症対策向上加算等の専従要件の明確化 介護保険施設等からの求めに応じて行う専門性に基づく助言が感染 対策向上加算等のチームの構成員の専従業務に含まれることを明確 化する
- 介護保険施設等連携往診加算の新設 入所者の病状の急変時に、介護保険施設等の協力医療機関であって、 平時からの連携体制を構築している医療機関の医師が往診を行った 場合についての評価
- ・介護保険施設等における医療保険で給付できる医療サービスの範囲の見直し

高度な薬学的管理を必要とする薬剤を処方した場合の「F400 処方 箋料」を医療保険からの給付とする等の見直し

・協力対象施設入所者入院加算の新設 介護保険施設等の入所者の病状の急変時に、介護保険施設等と平時 からの連携体制を構築している保険医療機関の医師が診察を実施し た上で、入院の必要性を判断し、入院をさせた場合の評価

地域包括診療料等を算定する医療機関

・地域包括診療料等の算定要件の見直し

地域包括診療料等の算定要件に介護支援専門員との相談に応じること等を追加する。また、担当医がサービス担当者会議又は地域ケア会議への参加実績又は介護支援専門員との相談の機会を確保していることを施設基準に追加

●:診療報酬

■ :介護報酬

(1)平時からの連携

(カンファレンス等による入所者の情報の共有等)

- 協力対象施設入所者入院加算等の基準として規定
- ●感染症対策向上加算等の専従 要件の明確化
- ■協力医療機関連携加算の新設
- 高齢者施設等感染対策向上加 算の新設
- (2)急変時の電話相談・診療の求め
 - (3)相談対応・医療提供
- 介護保険施設等連携往診加 算の新設
- ●医療保険で給付できる医療 サービスの範囲の見直し
 - (4)入院調整
- 協力対象施設入所者入院加算 の新設
- ■退所時情報提供加算の見直し
 - (5)早期退院
- ■退院が可能となった場合の速 やかな受入れの努力義務化

医師等と介護支援専門員との連携



介護保険施設等

【特養・老健・介護医療院】



協力医療機関等との連携の強化

・診療や入院受入れ等を行う体制を確保した協力医療機関を定めることの義務化

以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務化

- ①入所者の病状が急変した場合等に相談対応を行う体制を常時確保
- ②診療の求めがあった場合の診療を行う体制を常時確保
- ③入院を要する入所者の入院を原則受け入れる体制の確保
- ※協力医療機関との間で1年に1回以上入所者の病状の急変が生じた場合の対応方針について確認
- ・協力医療機関連携加算の新設

介護保険施設等において、定期的な会議の実施による協力医療機関 との連携体制の構築を評価

・高齢者施設等感染対策向上加算の新設

感染対策向上加算を算定する医療機関等が行う研修に参加すること 等や実地指導を受けることを評価

・退所時情報提供加算の新設

入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関に対し、生活支援上の 留意点等の情報を提供することを評価

・早期退院の受入れの努力義務化

退院が可能となった場合の速やかな受入れについて努力義務化

居宅介護支援事業所

・入院時情報連携加算の見直し

入院当日に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に ついて評価を充実

・通院時情報連携加算の見直し 算定対象に歯科医師を追加

医療機関と介護保険施設等の連携の推進①

協力対象施設入所者入院加算の新設

- 介護保険施設等の入所者の病状急変時における適切な対応及び施設内における生活の継続支援を推 進する観点から、介護保険施設等の入所者の病状の急変時に当該介護保険施設等に協力医療機関と して定められている保険医療機関であって、**当該介護保険施設等と平時からの連携体制を構築して** いる保険医療機関の医師が診察を実施した上で、入院の必要性を判断し、入院をさせた場合の評価 を新設する。

(新) 協力対象施設入所者入院加算(入院初日) 1 往診が行われた場合

600点

2 1以外の場合

200点

「対象医療機関]

在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養後方支援病院、地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟又は病室を有する病院

「算定要件]

- (1) 協力対象施設入所者入院加算は、介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等により入院が必要となった場合に、当該介護保険施設 等の従事者の求めに応じて当該患者に関する診療情報及び病状の急変時の対応方針等を踏まえて診療が行われ、入院の必要性を認め入院させた場合に、入 院初日に算定する。
- (2) 「2|については、「1|以外の場合であって、当該保険医療機関が当該介護保険施設等の従事者の求めに応じて当該患者(救急用の自動車等により **緊急に搬送された者を除く)に対し、診療**を行い、入院の必要性を判断して入院した場合について所定点数に加算する。
- (3) 当該保険医療機関と当該介護保険施設等が特別の関係にある場合、協力対象施設入所者入院加算は算定できない。

「施設基準」(概要)

- 当該医療機関が介護保険施設等から協力医療機関として定められている等、**緊急時の連絡体制及び入院受入体制等を確保**していること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たすもの。
- アー次の(イ)及び(ロ)に該当していること。
 - (イ) 入院受入れを行う保険医療機関の保険医がICTを活用して当該診療情報及び病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有していること。
 - (ロ) 介護保険施設等と当該介護保険施設の協力医療機関において、**当該入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、年3回以上の頻** 度でカンファレンスを実施していること。
- イ 介護保険施設等と協力医療機関として定められている医療機関において、**当該入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、1月に1** 回以上の頻度でカンファレンスを実施していること。
- (3) 介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医 療機関として定められている介護保険施設等の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。 5

医療機関と介護保険施設等の連携の推進②

介護保険施設等連携往診加算の新設

介護保険施設等に入所している高齢者が、可能な限り施設内における生活を継続できるよう支援する 観点から、介護保険施設等の入所者の病状の急変時に、介護保険施設等の協力医療機関であって、平 時からの連携体制を構築している医療機関の医師が往診を行った場合について、新たな評価を行う。

(新) 介護保険施設等連携往診加算

200点

[算定要件]

- (1) 介護保険施設等連携往診加算は、介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に伴い、当該介護保険施設等の従事者等の求めに応じて <u>当該患者に関する診療情報及び病状の急変時の対応方針等を踏まえて往診を行い、治療の方針について当該患者又はその家族等に十分に説明した場合</u>に限り 算定できる。この場合、介護保険施設等の名称、活用した当該患者の診療情報、急変時の対応方針及び診療の要点を診療録に記録すること。
- (2) 当該保険医療機関と当該介護保険施設等が特別の関係にある場合、介護保険施設等連携往診加算は算定できない。

[施設基準] (概要)

- (1) 当該医療機関が介護保険施設等から協力医療機関として定められている等、**緊急時の連絡体制及び入院受入体制等を確保**していること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たすもの。
- ア 次の (イ) 及び (ロ) に該当していること。
 - (イ) 必要に応じて入院受入れを行う保険医療機関に所属する保険医がICTを活用して当該診療情報及び病状急変時の対応方針を常に確認可能な体制を有していること。
 - (□) 介護保険施設等と協力医療機関において、**当該入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、年3回以上の頻度でカンファレンスを** 実施していること。
- イ 介護保険施設等と協力医療機関において、**当該入所者の診療情報及び急変時の対応方針等の共有を図るため、1月に1回以上の頻度でカンファレンスを** 実施していること。
- (3) 介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

医療機関と介護保険施設等の連携の推進

▶ 医療機関と介護保険施設等の適切な連携を推進する観点から、<u>在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養後方支援病院及び地域包括ケア病棟を有する病院</u>において、<u>介護保険施設等の求め</u>に応じて協力医療機関を担うことが望ましいことを施設基準とする。

6

介護保険施設等における生活に配慮した医療の推進等

介護保険施設等における医療保険で給付できる医療サービスの範囲の見直し

▶ 医療と介護の両方を必要とする状態の患者が可能な限り施設での生活を継続するために、介護保険施設等における医療保険で給付できる医療サービスの範囲を見直す。

[新たに医療保険で算定可能となる医療サービス]

- 介護老人保健施設に入所している<u>末期の悪性腫瘍の患者に対する「B001-22 がん性疼痛緩和指導管理料」、「B001-24 外来緩和ケア管理料」及び「B001-2-8 外来放射線照射診療料」</u>(麻薬の投与に係る<u>「G 注射」</u>の費用を含む)。
- 介護老人保健施設及び介護医療院に入所している患者に対し、当該施設の医師以外の医師が、高度な薬学的管理を必要とする薬剤を 処方した場合の「F400 処方箋料」。
- 介護老人保健施設及び介護医療院における<u>重症心不全患者に対する「C116 在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料」</u>。
- 介護老人保健施設及び介護医療院に入所している患者に対し、当該施設の医師以外の医師が、高度な薬学的管理を必要とする薬剤に係る処方箋を発行した場合、応需した保険薬局における「調剤報酬(調剤基本料、薬剤調製料、調剤管理料、服薬管理指導料3、外来服薬支援料2、薬剤料、特定保険医療材料料)」。
- 新興感染症等発生時において、施設に入所している<u>感染症患者に対して医師の処方箋に基づき薬剤師が訪問して薬学的管理及び指導</u> を実施した場合の「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1」。

血友病患者の治療の評価の見直し

血友病患者における治療の選択肢を拡げる観点から、療養病棟入院基本料及び特定入院料等の薬剤費を包括している入院料等について、血友病治療薬に係る薬剤料の包括範囲を見直すとともに介護者人保健施設及び介護医療院で薬剤の費用が医療保険からの給付となっている血友病治療薬の対象範囲を見直す。

現行

改定後

血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体 迂回活性複合体 <u>血友病の患者に使用する医薬品(血友病患者における出血傾</u> 向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。)

入退院支援加算1・2の見直しについて①

入院時支援加算1の見直し

入院前からの支援をより充実・推進する観点から、入院時支援加算1の評価を見直す。

現行

改定後

【入退院支援加算】

入院時支援加算1 230点 入院時支援加算2 200点

【入退院支援加算】

入院時支援加算1 入院時支援加算2

240点 200点

入退院支援加算1の施設基準で求める連携機関数について

入退院支援における関係機関との連携強化の観点から、入退院支援加算1の施設基準 で求める連携機関数について、急性期病棟を有する医療機関では病院・診療所との連 携を、地域包括ケア病棟を有する医療機関では介護サービス事業所及び障害福祉サー ビス事業所等との連携を一定程度求める。

現行

【入退院支援加算1】 「施設基準]

(4) 転院又は退院体制等に ついてあらかじめ協議を 行い、連携する連携機関 の数が25以上であること。



改定後

【入退院支援加算1】

「施設基準]

(4) 転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い、連携する 連携機関の数が25以上であること。なお、急性期一般入院基本料、 特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)又は専門病 院入院基本料(13 対1入院基本料を除く。)を算定する病棟を 有する場合は当該連携機関の数のうち1以上は保険医療機関であ ること。

また、地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室を有す る場合は当該連携機関の数のうち5以上は介護保険法に定める居 宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事 業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事 業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者であ ること。

生活に配慮した支援 の強化

退院支援計画の内容 に、リハビリテー ション、栄養管理及 び口腔管理等を含む、 退院に向けて入院中 に必要な療養支援の 内容並びに栄養サ ポートチーム等の多 職種チームとの役割 分担を盛り込むこと を明記する。

リハビリテーションに係る医療介護障害連携



退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、以下の見直しを行う。

- ・リハビリテーションに係る情報連携の推進
- ・退院前カンファレンスへの通所リハ事業所等の医師等の参加の推進



診療報酬上の対応

- → 保険医療機関において、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料若しくは運動器リハビリテーション料を算定する患者が、介護保険の通所リハビリテーション事業所等によるサービス利用へ移行する場合、移行先の事業所に対しリハビリテーション実施計画書等を提供することとする。
- ▶ 退院時のリハビリテーションに係る医療機関と介護保険の訪問・通所リハビリテーション事業所との連携により、退院後早期に継続的で質の高いリハビリテーションを推進する観点から、退院時共同指導料2の参加職種について、介護保険によるリハビリテーションを提供する事業所の医師、理学療法士等の参加を求めることが望ましいこととする。

介護報酬上の対応

- 訪問・通所リハビリテーションにおいて、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後のリハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容を把握することを義務付ける。
- ▶ 退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行ったことを評価する退院時共同指導加算(600単位/回)を設ける。

診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の共通対応

医療保険・介護保険のリハビリテーションと障害福祉サービスである自立訓練(機能訓練)との連携を強化する観点から、 自立訓練(機能訓練)について、病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準 該当サービスの提供を可能とする。医療保険の疾患別リハビリテーション又は介護保険の通所リハビリテーションと障害福祉サービスの自立訓練(機能訓練)を同時に実施する場合の施設基準等を緩和する。

リハビリテーションに係る医療・介護情報連携の推進

リハビリテーションに係る医療・介護情報連携の推進

▶ 保険医療機関において、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料若しくは運動器リハビリテーション料を算定する患者が、介護保険の通所リハビリテーション事業所等によるサービス利用へ移行する場合、又は疾患別リハビリテーション料を算定する患者が他の保険医療機関等によるリハビリテーションの提供に移行する場合、移行先の事業所又は保険医療機関等に対しリハビリテーション実施計画書等を提供することとする。

改定後

【心大血管疾患リハビリテーション料】

[算定要件] (概要)

・ 心大血管疾患リハビリテーションを実施した患者であって、転医や転院に伴い他の保険医療機関でリハビリテーションが継続される予定であるものについて、当該患者の同意が得られた場合、3月以内に作成したリハビリテーション実施計画書等を当該他の保険医療機関に対して、 文書により提供すること。なお、この場合において、当該患者が、直近3月以内に目標設定等支援・管理料を算定している場合には、目標設定等支援・管理シートも併せて提供すること。

【脳血管疾患等リハビリテーション料】

[算定要件] (概要)

- 要介護認定を申請中の者又は要介護被保険者等であって、介護保険によるリハビリテーションへの移行を予定しているものについて、当該患者の同意が得られた場合に、利用を予定している指定通所リハビリテーション事業所等に対して、3月以内に作成したリハビリテーション実施計画書等を文書により提供すること。利用を予定している指定通所リハビリテーション事業所等とは、当該患者、患者の家族等又は当該患者のケアマネジメントを担当する介護支援専門員を通じ、当該患者の利用の意向が確認できた指定通所リハビリテーション事業所等をいう。なお、この場合において、当該患者が、直近3月以内に目標設定等支援・管理料を算定している場合には、目標設定等支援・管理シートも併せて提供すること。
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーションを実施した患者であって、転医や転院に伴い他の保険医療機関でリハビリテーションが継続される予定であるものについて、当該患者の同意が得られた場合、当該他の保険医療機関に対して、3月以内に作成したリハビリテーション実施計画書等を文書により提供すること。なお、この場合において、当該患者が、直近3月以内に目標設定等支援・管理料を算定している場合には、目標設定等支援・管理シートも併せて提供すること。
- ※ 廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料についても同様。
- ▶ リハビリテーション計画提供料を廃止する。

退院時におけるリハビリテーションに係る医療・介護連携の推進

退院時におけるリハビリテーションに係る医療・介護連携の推進

▶ 退院時のリハビリテーションに係る医療機関と介護保険の訪問・通所リハビリテーション事業所との間の連携により、退院後早期に継続的で質の高いリハビリテーションを推進する観点から、退院時共同指導料2について要件を見直す。

現行

【退院時共同指導料2】

「算定要件]

(7) 退院時共同指導料2の「注1」は、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が共同して行った場合に算定する。



改定後

【退院時共同指導料2】

「算定要件】

(7) 退院時共同指導料2の「注1」は、退院後の在宅での療養上 必要な説明及び指導を、当該患者が入院している保険医療機関 の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作 業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と在宅療養担当医療 機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等、薬 剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若し くは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受 けた訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療 法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が共同して行った場合に 算定する。なお、退院後に介護保険によるリハビリテーション **(介護保険法に規定する訪問リハビリテーション、通所リハビ** リテーション、介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防 通所リハビリテーションをいう。)を利用予定の場合、在宅で の療養上必要な説明及び指導について、当該患者が入院してい る医療機関の保険医等が、介護保険によるリハビリテーション を提供する事業所の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士の参加を求めることが望ましい。



医療と介護における栄養情報連携の推進

栄養情報連携料の新設

▶ 医療と介護における栄養情報連携を推進する観点から、入院栄養食事指導料の栄養情報提供加算について、名称、要件及び評価を見直す。

(新)栄養情報連携料

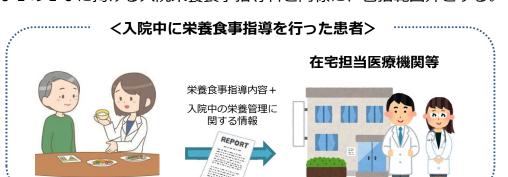
70点

[対象患者]

- ア 入院栄養食事指導料を算定した患者
- イ 退院先が他の保険医療機関、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第34条第1 項規定する指定障害者支援 施設等若しくは児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設(以下この区分番号において「保険医療機関等」という。)であり、栄養管理計画が策定されている患者

[算定要件]

- (1)区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料を算定した患者に対して、退院後の栄養食事管理について指導を行った内容及び入院中 の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて説明し、これを他の保険医療機関等の医師又は管理栄養士に情報提供し、共有した場合に、入院中1 回に限り算定する。
- (2) (1) に該当しない場合であって、当該保険医療機関を**退院後に他の保険医療機関等に転院又は入所する患者であって栄養管理計画が策定されているものについて、入院中の栄養管理に関する情報**を示す文書を用いて**当該他の保険医療機関等の管理栄養士に情報提供**し、共有した場合に、入院中に1回に限り算定する。
- (3)区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2は別に算定できない。
- (4)区分番号A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料(回復期リハビリテーション入院料1に限る。)においては、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料と同様に、包括範囲外とする。





令和6年度診療報酬改定

4. 同時報酬改定における対応

- (1)介護報酬改定との連携
- (2) 障害福祉サービス等改定との連携

医療と障害福祉サービスの連携の推進

- 医療と障害福祉サービスの連携及び高齢化する障害者施設における適切な医療提供に向けた取組等を推進するために、主に以下の見直しをおこなう。
- 1. 障害者支援施設における医療保険で給付できる医療サービスの範囲の見直し(II-2-④)
 - 医療と介護の両方を必要とする状態の患者が可能な限り施設での生活を継続するために、障害者支援施設に入所している末期の 悪性腫瘍の患者に対して行った訪問診療の費用を医療保険において算定可能とする。
- 2. 医療的ケア児(者)に対する入院前支援の評価の新設(Ⅲ-4-2-⑦)
 - 医療的ケア児(者)が入院する際の在宅からの連続的なケアを確保する観点から、事前に自宅等を訪問し、患者の状態や人工呼吸器の設定等のケア状態の把握を行った場合について、新たな評価を行う。
- 3. 入退院支援加算1・2の見直し(Ⅱ-2-⑧)
 - 入退院支援加算の対象となる「退院困難な要因を有している患者」に、特別なコミュニケーション支援を要する者及び強度行動 障害の状態の者を追加する。
 - ▶ 特別なコミュニケーション支援を要する者及び強度行動障害の状態の者に対し、入院前に医療機関と本人・家族等や障害福祉 サービス事業者等とで事前調整を行うことの評価を新設する。
- 4. リハビリテーションに係る医療・介護・障害福祉サービス連携の推進(II-2-II)
 - 医療保険のリハビリテーションと障害福祉サービスである自立訓練(機能訓練)の円滑な移行を推進する観点から、医療保険の疾患別リハビリテーションと障害福祉サービスの自立訓練(機能訓練)を同時に実施する場合について、疾患別リハビリテーション料の施設基準を緩和する。
- 5. 有床診療所における医療・介護・障害連携の推進(Ⅱ-2-⑭)
 - ▶ 有床診療所による医療・介護・障害福祉サービスにおける連携を推進するために、介護連携加算を介護障害連携加算と名称を改めるとともに、肢体不自由児(者)を算定可能な対象として追加する。また、施設基準である介護サービスの提供について、介護保険の訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導及び障害福祉サービスの医療型短期入所の提供実績を追加する。
- 6. <u>就労支援に係る医療機関と障害福祉サービスの連携の推進</u>(Ⅱ-2-⑦)
 - ▶ 精神障害の特性を踏まえ医療機関と障害福祉サービスとの連携を推進する観点から、診療情報提供料(I)の注4に規定する情報提供先に、就労選択支援事業所を追加する。

障害者支援施設における医療保険給付の医療サービスの範囲の見直し

障害者支援施設における医療保険で給付できる医療サービスの範囲の見直し

医療とケアの両方を必要とする状態の患者が可能な限り施設での生活を継続するために、障害者支援施設における医療保険で給付できる医療サービスの範囲を見直す。

[新たに医療保険で算定可能となる医療サービス]

• 障害者支援施設に入所している<u>末期の悪性腫瘍の患者に対する「C001 在宅患者訪問診療料(I)」、「C001-2</u> 在宅患者訪問診療料(Ⅱ)」、「C001-2 施設入居時等医学総合管理料」。

現行

[障害者支援施設における訪問診療等にかかる費用] 障害福祉サービス等報酬で評価

改定後

[障害者支援施設における訪問診療にかかる費用] 障害福祉サービス等報酬で評価※



※ 生活介護を行う施設に限り、当該患者が末期の悪性腫瘍の場合、「C001 在宅患者訪問診療料(I)」、「C001-2 在宅患者訪問診療料(II)」、「C001-2 施設入居時等医学総合管理料」を算定することができる。







医療的ケア児(者)に対する入院前支援の評価の新設

医療的ケア児(者)に対する入院前支援の評価の新設

▶ 医療的ケア児(者)が入院する際の在宅からの連続的なケアを確保する観点から、事前に自宅等を 訪問し、患者の状態や人工呼吸器の設定等のケア状態の把握を行った場合について、新たな評価を 行う。

(新) 医療的ケア児(者)入院前支援加算 1,000点

[対象患者]

医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児(者)

[算定要件]

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、 当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が、入院前に別に厚生労働大臣が定める患者(第1 節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)及び第3節の特定入院料のうち、医療的ケア児(者)入院前支援加 算を算定できるものを現に算定している患者に限り、当該保険医療機関の入院期間が通算30日以上のものを除 く。)の患家等を訪問し、患者の状態、療養生活環境及び必要な処置等を確認した上で療養支援計画を策定し、入 院前又は入院した日に当該計画書を患者又はその家族等に説明し、文書により提供した場合に、保険医療機関ごと に患者1人につき1回に限り、入院初日に限り所定点数に加算する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、 医療的ケア児(者)入院前支援加算を算定すべき入院前支援を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代 えて、500点を所定点数に加算する。
 - 3 区分番号A246の注7に掲げる入院時支援加算は別に算定できない。

[施設基準]

- (1) 直近1年間の医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児(者)の入院患者数が10件以上であること。
- (2) 令和7年5月31日までの間に限り、(1) の基準を満たしているものとする。

入退院支援加算1・2の見直しについて②

入退院支援加算の対象の見直し

▶ 入退院支援加算の対象となる「退院困難な要因を有している患者」に、特別なコミュニケーション 支援を要する者及び強度行動障害の状態の者を追加する。

現行

【入退院支援加算1及び2】

[算定要件]

退院困難な要因

- ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれかであること
- イ 緊急入院であること
- ウ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること

- エ 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること
- オ 生活困窮者であること
- カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること(必要と推測されること。)
- キ 排泄に介助を要すること
- ク 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる 状況にないこと
- ケ 退院後に医療処置(胃瘻等の経管栄養法を含む。)が必要なこと
- コ 入退院を繰り返していること
- サ 入院治療を行っても長期的な低栄養状態となることが見込まれること
- シ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等であること
- ス 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること
- セ その他患者の状況から判断してアからスまでに準ずると認められる 場合

改定後

【入退院支援加算1及び2】

[算定要件]

退院困難な要因

- ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれかであること
- イ 緊急入院であること
- ウ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること **又は要支援状態であるとの疑いがあるが要支援認定が未申請であるこ** と
- **工** コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する者
- オ 強度行動障害の状態の者
- カ 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること
- キ 生活困窮者であること
- ク 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること(必要と推測されること。)
- ケ 排泄に介助を要すること
- コ 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる 状況にないこと
- サ 退院後に医療処置(胃瘻等の経管栄養法を含む。)が必要なこと
- シ 入退院を繰り返していること
- ス 入院治療を行っても長期的な低栄養状態となることが見込まれること
- セ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等であること
- ソ 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること
- タ その他患者の状況から判断してアから<u>ソ</u>までに準ずると認められる 場合

入退院支援加算1・2の見直しについて③

入院前の医療機関と本人・家族等や障害福祉サービス事業者等との事前調整の評価

▶ 特別なコミュニケーション支援を要する者及び強度行動障害の状態の者に対し、入院前に医療機関と本人・家族等や障害福祉サービス事業所等とで事前調整を行うことの評価を新設する。

(新) 入院事前調整加算 200点

[算定要件]

- (1) 別に厚生労働大臣が定める患者に対して、入院前に患者及びその家族等並びに当該患者の在宅での生活を支援する障害福祉サービス事業者等と事前に入院中の支援に必要な調整を行った場合に、所定点数に加算する。
- (2) 当該加算を算定するに当たっては、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する者又は強度行動障害の状態の者であって入院の決まったものについて、当該患者の特性を踏まえた入院中の治療や入院生活に係る支援が行えるよう、当該患者、その家族等及び当該患者の在宅における生活を支援する障害福祉サービス事業者等から事前に情報提供を受け、その内容を踏まえ、入院中の看護等に係る療養支援の計画を立て、患者及び入院予定先の病棟職員と共有した場合に算定する。

[施設基準]

入院事前調整加算に規定する厚生労働大臣が定める患者

- (1) コミュニケーションにつき特別な支援を要する者又は強度行動障害を有する者であること。
- (2) 入退院支援加算を算定する患者であること。

リハビリテーションに係る医療・介護・障害福祉サービス連携の推進

リハビリテーションに係る医療・介護・障害福祉サービス連携の推進

▶ 医療保険のリハビリテーションと障害福祉サービスである自立訓練(機能訓練)の円滑な移行を推進する観点から、医療保険のリハビリテーションを提供する病院・診療所が基準該当サービスの提供施設として指定が可能となったことを踏まえ、病院・診療所が自立訓練(機能訓練)を提供する際の疾患別リハビリテーション料等に係る施設基準を緩和する。

現行

【脳血管疾患等リハビリテーション料】

[施設基準(概要)]

第40 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)

- 1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)に関する施設基準
- 次の(イ)又は(ロ)の要件を満たす場合であって、専従の従事者が疾患 別リハビリテーションを提供すべき患者がいない時間帯には、脳血管 疾患等リハビリテーションの実施時間中であっても、当該専従の従事 者が、当該保険医療機関が行う通所リハビリテーションに従事しても 差し支えない。
 - (イ) 疾患別リハビリテーション料の施設基準における専従の従事者 以外の全ての理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が、介護保 険のリハビリテーションその他疾患別リハビリテーション以外の 業務に従事していること。
 - (□) (略)
- 当該療法を行うために必要な施設及び器械・器具を具備していること。これらの器械等については、当該保険医療機関が、指定通所リハビリテーションを実施する場合であって、リハビリテーションの提供に支障が生じない場合に、指定通所リハビリテーション事業所の利用者が使用しても差し支えない。
- 専従の従事者以外の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、疾患別リハビリテーションに従事している時間帯を除き、当該保険医療機関が行う通所リハビリテーションに従事可能であること。

改定後

【脳血管疾患等リハビリテーション料】

[施設基準(概要)]

第40 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)

- 1 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)に関する施設基準
- 次の(イ)又は(ロ)の要件を満たす場合であって、専従の従事者が疾患別リハビリテーションを提供すべき患者がいない時間帯には、脳血管疾患等リハビリテーションの実施時間中であっても、当該専従の従事者が、当該保険医療機関が行う通所リハビリテーション又は自立訓練(機能訓練)に従事しても差し支えない。
 - (イ) 疾患別リハビリテーション料の施設基準における専従の従事者以外の全ての理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が、介護保険のリハビリテーション、自立訓練(機能訓練)、その他疾患別リハビリテーション以外の業務に従事していること。
 - (□) (略
- 当該療法を行うために必要な施設及び器械・器具を具備している こと。これらの器械等については、当該保険医療機関が、指定通所 リハビリテーション**又は自立訓練(機能訓練)**を実施する場合で あって、リハビリテーションの提供に支障が生じない場合に、指定 通所リハビリテーション事業所**又は自立訓練(機能訓練)事業所**の 利用者が使用しても差し支えない。
- 専従の従事者以外の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、疾患別リハビリテーションに従事している時間帯を除き、 当該保険医療機関が行う通所リハビリテーション**又は自立訓練(機能訓練)**に従事可能であること。



※ 廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、障害児(者)リハビリテーション料についても同様。

有床診療所における医療・介護・障害連携の推進

有床診療所における医療・介護・障害連携の推進

▶ 地域包括ケアシステムにおける有床診療所の機能を踏まえ、有床診療所が医療・介護・障害サービス等における連携を推進するために、介護連携加算の名称と要件を見直す。

現行

【有床診療所入院基本料】 「算定要件]

注12 1から3までを算定する診療所である保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものに入院している患者のうち、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上65歳未満のもの若しくは65歳以上のものについては、当該基準に係る区分に従い、入院日から起算して15日以降30日までの期間に限り、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 介護連携加算1 192点

口 介護連携加算 2 38点

改定後

【有床診療所入院基本料】 「算定要件]

算する。

注12 1から3までを算定する診療所である保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものに入院している患者のうち、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上65歳未満のもの若しくは65歳以上のもの又は重度の肢体不自由児(者)については、当該基準に係る区分に従い、入院日から起算して15日以降30日までの期間に限り、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加

イ 介護障害連携加算1 192点

口 介護障害連携加算 2 38点



改定後

【有床診療所入院基本料】

[施設基準]

- 22 有床診療所入院基本料の「注12」に規定する介護<u>障害</u>連携加算1の施設基準 次の施設基準を全て満たしていること。
 - (1) (略)
 - (2) 次のいずれかを満たすこと。
 - **ア** 5の(1)のイの(イ)を満たしていること。
 - **イ 過去1年間に、介護保険法に規定する訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを提供した実績があること。**
 - ウ 過去1年間に、「C009」に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料又は介護保険法に規定する居宅療養管理指導(管理栄養士により行われるものに限る。)若しくは介護予防居宅療養管理指導(管理栄養士により行われるものに限る。)を提供した実績があること。
 - エ 過去1年間に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する指定短期入所を提供した実績があること。

就労支援に係る医療機関と障害福祉サービスの連携の推進

就労支援に係る医療機関と障害福祉サービスの連携の推進

▶ 精神障害の特性を踏まえ医療機関と障害福祉サービスとの連携を推進する観点から、診療情報提供料(I)の注4に規定する情報提供先に、就労選択支援事業所を追加する。

現行

【診療情報提供料(I)】

[算定要件]

(14) 「注4」については、精神障害者である患者であって、次に掲げる施設に入所している患者又は介護老人保健施設(当該保険医療機関と同一の敷地内にある介護老人保健施設その他これに準ずる介護老人保健施設を除く。「注5」において同じ。)に入所している患者の診療を行っている保険医療機関が、診療の結果に基づき、患者の同意を得て、当該患者が入所しているこれらの施設に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。

ア〜ウ (略) (新規)

- <u>工</u> 障害者総合支援法第5条<u>第13項</u>に規定する就労移行支援を行う事業所
- <u>オ</u> 障害者総合支援法第5条<u>第14項</u>に規定する就労継続支援を行う事業所
- カ 障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム

改定後

【診療情報提供料(I)】

[算定要件]

(14) 「注4」については、精神障害者である患者であって、次に掲げる施設に入所している患者又は介護老人保健施設(当該保険医療機関と同一の敷地内にある介護老人保健施設その他これに準ずる介護老人保健施設を除く。「注5」において同じ。)に入所している患者の診療を行っている保険医療機関が、診療の結果に基づき、患者の同意を得て、当該患者が入所しているこれらの施設に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。

ア~ウ (略)

- <u>工</u> 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労選択支援を 行う事業所
- <u>オ</u> 障害者総合支援法第5条<u>第14項</u>に規定する就労移行支援を 行う事業所
- <u>力</u> 障害者総合支援法第5条<u>第15項</u>に規定する就労継続支援を 行う事業所
- キ 障害者総合支援法第5条**第29項**に規定する福祉ホーム

(※)「就労選択支援」について規定する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律は、令和7年10月1日施行予定。





社会復帰の促進に必要な情報を提供

